

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 4 月 17 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800104号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1900001号

第1 結論

昭和62年4月から平成元年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月から平成元年6月まで

私は、平成元年10月頃、A市B区から同市C区への住所変更に伴う転出手続のために、B区役所を訪れたところ、窓口で国民年金の保険料が未納なので、転出証明書を発行できないと説明を受けたため、元妻がD郵便局で請求期間の保険料をまとめて現金で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年10月頃、住所変更に伴う転出手続のために、A市B区役所を訪れたところ、窓口で国民年金の保険料が未納なので、転出証明書を発行できないと説明を受けたため、元妻が請求期間の保険料をまとめて現金で納付したと主張しているが、i) 同市B区戸籍課は、同課では国民年金保険料の未納を把握することはできず、保険料の未納を理由に転出を拒むことはない旨回答していること、ii) 平成元年6月10日に作成された請求者に係る同市B区の国民年金被保険者収滞納一覧表(昭和63年度分)によると、請求者は昭和63年12月にB区から転出していることが確認できることから、請求者の主張と符合しない。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする元妻は、結婚前の平成元年10月末ないし同年11月頃、請求者の自宅にあった同じ様式の複数枚の納付書により、D郵便局でまとめて現金で納付した旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者については、昭和64年1月に不在決定(国民年金被保険者としての転出手続後、同被保険者としての転入手続がなく住所が不明である状態と決定)され、平成23年3月になって所在が判明したことが確認できることから、請求者の元妻が請求者の請求期間に係る保険料を納付したとする時点(平成元年10月末ないし同年11月頃)において、請求期間に係る納付書のうち、昭和63年度分の過年度納付書及び平成元年4月から同年6月までの現年度納付書が発行されていたと

は考え難く、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況が不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。